

平成 2 8 年 1 1 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

平成28年11月結城市教育委員会定例会

○日 時 平成28年11月25日（金曜日）

○場 所 結城南中 会議室

○出席委員 石川周三委員

北嶋節子委員

岩崎勤委員

小林仁教育長

○教育委員会事務局

学校教育課長 西村規利，指導課長 渡辺昭登

生涯学習課長 斉藤伸明，給食センター所長 石川好次

スポーツ振興課長 妻木克浩，ゆうき図書館長 佐藤栄一

学校教育課長補佐兼施設係長 佐山敦勇

学校教育課学務係長 石井智之

1 付議事件

（1）議案第17号 結城市民情報センター・ゆうき図書館の指定管理者の指定について

2 報告事項

（1）教育長報告

（2）報告第31号 結城市学校図書館司書設置要項の一部を改正する訓令について

3 その他

午後4時00分 開 会

○学校教育課長 教育委員会11月定例会を開催いたします。

本日の会議は、定足数に達しておりますので、成立しております。

なお、本日、中村委員長が欠席のため、議事進行については委員長職務代理者の石川委員にお願いいたします。

それでは、開会宣言をお願いいたします。

○委員長職務代理者 改めまして、皆さん、こんにちは。

先ほど西村課長さんのほうから話がありましたように、委員長さんがいないということで、かわりに私が進行させていただきたいと思いますので、スムーズにいくように協力よろしくお願ひします。

それでは、座って進めたいと思います。

○学校教育課長 ありがとうございます。開会宣言のほうもよろしくお願ひします。

○委員長職務代理者 開会宣言のほうもですね。

それでは、ただいまから教育委員会11月定例会を開会いたします。よろしくお願ひします。

○学校教育課長 それでは、議事進行につきましては、石川委員のほうによろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長職務代理者 それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。

議事録署名人は、北嶋委員さんを指名したいと思います。よろしくお願ひいたします。

これより議事に入ります。

本日の案件は1件でございます。

議案第17号 結城市民情報センター・ゆうき図書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いいたします。

◎議案第17号、結城市民情報センター・ゆうき図書館の指定管理者の指定について

○ゆうき図書館長 それでは、ご説明申し上げます。

議案第17号、結城市民情報センター・ゆうき図書館の指定管理者の指定について。

上記議案を提出する。

平成28年11月25日提出、結城市教育委員会。

それでは、ご説明申し上げます。

去る8月の教育委員会におきまして、市の行政改革推進本部会議での決定を受けまして、内部で検討した結果、市民情報センターとゆうき図書館を一体化して、指定管理者制度を導入することになったことをご報告しました。また、ゆうき図書館に指定管理者制度を導入するに当たりまして、ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるため、9月の市議会第3回定例会に議案を上程する旨の承認をいただいております。

条例の改正については、議会で可決されまして、その後指定管理者の選定について検討した結果、市民情報センター及びゆうき図書館の指定管理

者については、公募をせずに、公益財団法人結城市文化スポーツ振興事業団を候補者に選定することとしまして、10月17日開催の庁議、これは市長が主宰して、秘書課長、総務課長を含みまして、部長級以上の市の職員の会議でございますが、こちらのほうで承認をいただいております。

指定管理者の選定に当たりましては、公募することを原則としておりますが、市長が特別の事由があると認めるときは公募をしなくてもよいということになっておりまして、今回、指定管理者を選定する結城市民情報センターとゆうき図書館については、特別な事由というのがありまして、特別な事由として、この市民情報センターとゆうき図書館がまずさまざまな施設が入居する複合施設でありまして、それぞれの機関との連絡調整や協調が不可欠でありまして、行政と連携して施策や事業を実施する必要性があること。次に、施設内に戸籍や行政データを保存したサーバーが設置されておりまして、情報セキュリティーのリスク管理など、管理運営に特殊性がございます。また、開館以来3名の研修職員を派遣してゆうき図書館運営のノウハウを蓄積しております。また、施設開館以来12年以上、指定管理者として市民情報センターを管理しておりまして、設備の老朽化による改修の必要箇所などを熟知していること。また、市が市の施設を管理するために出資して設立した法人でありまして、平成25年には公益財団法人の認可を受けておりまして、公益性が確保されていることなどがございます。

これらの理由から、公募は行わず、市の出資法人であり、現在の指定管理者である公益財団法人結城市文化スポーツ振興事業団を指定管理者の候補といたしました。

10月24日の市議会議員全員協議会にこの報告を行いまして、その後、事業団に申請要項を配付し、それに基づき、申請書類の提出を受けまして、11月9日に結城市民情報センターの設置及び管理に関する条例及びゆうき図書館の設置及び管理に関する条例に基づきまして、指定管理者選定委員会を開催いたしました。メンバー構成は、副市長を委員長としました市の部長級以上の職員11名と民間からの4名を加えた15名のメンバーで委員会を開催しました。

民間の委員につきましては、社会教育委員会議の議長、稲葉里子様、文化協会事務局次長の三木翠耿様、ゆうき図書館協議会会長の瀧田昌孝様、同じく図書館協議会委員の鶴見貞雄様に委員になっていただいております。

この選定委員会に事業団も呼びまして、そこで説明、質疑応答を経て、この委員会でご承認をいただきまして、その結果を市長に報告し、11月18日に開催した庁議において、市民情報センター及びゆうき図書館の指定管理者の候補者として、公益財団法人結城市文化スポーツ振興事業団に、この指定管理者の候補者を決定させていただきました。

なお、指定期間は平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間ということになっております。

その後、11月21日の市議会議員全員協議会報告を経まして、本日、公の施設である市民情報センター及びゆうき図書館の指定管理者を指定するに当たりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、今後、議会の議決を求める必要があるため、市議会第4回定例会への議案の上程について、この教育委員会にお諮りするものでございます。

以上でございます。

○委員長職務代理者 ただいま事務局から内容の説明がありました。

何か質問等ございましたらご発言をお願いします。

何か質問は。

(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)

○委員長職務代理者 ほかに質問等がなければ、質問なしと認め、直ちに採決に入りたいと思います。

それでは、議案第17号を原案のとおり賛成することについて、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長職務代理者 ありがとうございます。

挙手満場、挙手多数。

よって、議案第17号 結城市民情報センター・ゆうき図書館の指定管理者の指定については原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

本日の報告事項は、教育長報告のほか1件でございます。

教育長報告について、小林教育長よりお願いいたします。

◎教育長報告

○教育長

それでは、お手元の資料5ページ。

教育長報告。

平成29年度定期人事異動管内教育長会議等について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成28年11月25日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

ページのほうにお進みください。

平成29年度の定期人事異動方針につきまして、11月21日に県西教育事務所、管内の教育長が集められまして、事務所のほうから異動方針について説明をいただいたところです。教職員の人事異動につきましては、教育委員会の内申をもとに県教育委員会が行うということになっておりますので、市町村の教職員については、この後それぞれ異動希望であるとか退職であるとか、そういうものも含めまして、また初任者の採用、管理職等のそういうもろもろの人事異動についてスタートしているところでございます。

(1) 管理職・行政職への登用、①行政職の推薦、②校長推薦、③副校長推薦、④教頭推薦というようなことで、そこに書いてあるような年齢層、

また勤務経験，そういうもので今後，学校長から推薦のあったものについて，教育委員会として，教育長の推薦というような形で，事務所のほうを通して県のほうへ提出していくところでございます。

続いて（２）の教職員の配置換えということでございますが，配置換えにつきましては，①おおむね小中学校は６年勤務しますと異動対象ということで，計画異動というふうに，名称で呼んでいるところですが，本人の希望とかそういうものではなくて，計画的に県が広域に異動を進めると。ただ，必ずしもそれで全て整うわけではなくて，たまたま中学校だと，教科の配置で空いているところがなくて，もう一年やるとか，そういうことも危惧するところがございますが，６年を一つの学校で勤務したら異動対象に計画的に進めていく。また，同一教委，例えば結城市に１０年以上いたら，他の市町村の教育委員会のほうの教育委員会のほうの小中学校にという，異動していくというようなことを計画的に進めるということで，今後その対象者については希望する市町村教員，またはその希望をもとに事務所のほうで相談しながら配置をしていくと。

当然３年未満の場合には異動対象にならないんで，３年を勤務すれば，あとはどうしてももう，ちょっと事情があって，他の学校へ異動したいとか，他の市町村へ異動したいとか，そういう希望で異動を進める場合もございます。そこに書いてある①の同一校おおむね６年以上，同一市教委おおむね１０年以上というふうなものについては，配置換えの対象にしていくということでございます。

また，②小中学校間の交流を計画的に行う。茨城の場合には，小学校，中学校，両方の免許を持っている教職員については，両方の経験を積極的にさせていきたいということで，これは管理職の登用にも絡んでいる，現在の教頭になる場合とか校長になる場合には，小中両方の勤務を大前提にしていくという状況がございますので，そういうことも含めて，早い段階から小中学校の交流を行いたいと。

③の古河市のブロック制，これが大きい市については，例えば結城市だと，そこは一つの市のかたまりとして見るんですが，古河市の場合には北と西というふうに，ちょっと大きいものですから，その市を２つに分けて，２つに分けたそれぞれを１つの市のような捉え方をして，ブロック制というのを異動の対象で設けていたんですが，それは今年度の４月１日段階で廃止にしますよ，もう古河市も一つの市で見えていきますというような制度の変更でございます。

（３）県立高，また特別支援学校，大学の附属と，そういうところとの交流ということで，これも教職員の希望をとりながら，その中に該当して，お互いに，異動はあくまでも交流ですから，相手がある，こっちが行くというようなことで，県全体で動かしますので，本人の希望をもとに資格の整った教職員の中から交流を進めると。希望があっても，必ずしもそういうものに配置換えが整うわけではありませんが，希望の中から，県のほう

で人選しながら交流を進めるというところでございます。

また、この結城市、筑西とか隣の八千代とか古河とか、県西地区でございますんで、県は5つのブロック、県西事務所管内とか水戸事務所管内とか県北管内、県南、鹿行、そういうような5つに分かれていますので、そういうところでも異動希望があれば、それぞれ事務所を越えて異動をしていく、そういう配置も可能でございます。ただ、大体が県西事務所管内の市町の中で異動していくというようなところではあります、事務所を越えた異動もあるということでございます。その場合には、3年で戻るといような特例の制度もあると。あとは、福井市と教職員の交流を行っている。

また、⑥はミドルリーダーということで、35歳から45歳で他の市町に何か特命を持ってですね、学力向上で行くぞとか、生徒指導で行くぞとか。または、特別支援教育の充実で、3年間その市町に行って勉強して戻ってくる、そういうような交流も⑥のところにはあるところですよ。

また⑦の特色ある学校づくりのための公募型人事異動、これについては、公募型の、こういう先生が欲しいよと。例えば結城南中学校がこんな教員を来年はぜひ欲しいんだという場合に、その構想を校長がプレゼンして、全県下に流して、それを教職員が見て、自分も、じゃ、結城南中で英語教育を充実させたいと思っているんで、そういう先生が欲しいよといったときに、それを見た英語の教員がぜひ南中へ行ってみたいという場合には、校長先生の推薦をもらって、面接を受けて、それで異動を決定していくというような制度が公募型なんですよ。これは、県西では今回、公募型を希望をしているのは下妻中学校と岩井第二小学校で、そういうものを手を挙げてやっています。

そういうものをやらなくても、人は当然異動はするわけですけども、こんな学校を提案したいのというような部分で、公募型の意思表示をするというような人事の異動もあるところですよ。

⑦まで、交流関係について申し上げました。

(4)の再任用制度、これにつきましては、定年退職した教員等について、再任用ということで、教職員も進めているところでございます。また、勸奨退職、定年退職の前の45歳から59歳以下の教職員については、勸奨退職の対象とするというようなことで、今回説明があったところでございます。

この異動方針に基づいて、今、各学校で先生方、教職員のほうから異動希望を出していただいて、それに基づいてこれから広域に、教育事務所と相談しながら、来年度の人事配置に臨んでいくという状況でございます。

2番の行事等につきましては、(1)29日に音楽家の事業研究会が結城市でございます。そこでございますように、結城小、上山川小、結城南中、ここでは音楽の授業を、県西地区の音楽の先生方が集まって、音楽の授業についての研修会を開催すると。当番がローテーションしているような状

況で、今年は結城市で行われる。

(2)の29日、同じく火曜日でございますが、教職員セミナー、これは結城市が独自に、結城市の先生方にこんなことで研修したいということで、各学校に投げまして、今回はつくばに教育研修センターという国の研修センターがあるんですが、そこに研修に行った先生の報告を29日火曜日に多目的ホールで、分庁舎のほうでやりますよということで、あくまでも希望する人が来て、その話を聞くというような研修会を初めて計画をしたところでございます。

(3)番の30日水曜日ですが、これはこの前、結城中に行ったときに話題になったスケアード交通教室、スタントマンが出て、交通安全についてというようなことで、結城中と西小ですかね、参加して一緒にやるというようなことで、計画されているところでございます。

(4)の同じく30日に、絹川小学校の授業公開ということで、これは絹川小がことし、市の教育研究会、また教育委員会の指定校になっているものですから、そちらのほうで授業公開を行うと。理科と生活か、その辺の公開になっております。

(5)12月10日土曜日ですが、新劇、結城秀康が今回上演されるということで、別紙で案内があるところでございます。

(6)12月22日、小中学校の2学期の終業式という予定でございます。

参考としまして、平成28年度結城市議会第4回定例会の会期日程等がそこに示してあるとおりであります。

人事異動を中心にお話をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長職務代理者 ただいま教育長から報告がありましたが、これについて質疑、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

何か。

(発言する者なし)

○委員長職務代理者 じゃ、私のほうからいいですか。

今、教育長さんの説明の中に、おおむね一校6年で異動ということがありましたけれども、もし保護者とのとか、やっぱり教員同士のとか、また子供同士のとか、いろいろそういう、合わないとかそういう、ちょっとこうね、あったときには、でも、やっぱり決まりは決まりとして6年はいなくてはならない、そういう1年とか何か、その辺は配慮はどうか、考えるものはあるんでしょうか。

○教育長 異動については、おおむね6年なんで、6年勤務したら異動対象にしますよ、必ずしも全部それで動かしているわけではなくて、6年たったら異動するということをおお前提に希望を出している。それがもう教職員も、そういう認識で大体いるということです。でも、6年たたないと異動できないのかというと、そうじゃなくて、3年勤務すれば、別な学校に異動でき

ます。4年目でももちろん、希望を出せば。

今言ったような、もし何か非常に勤務する上でもう厳しい状況があるとか、その場合には、特別に県教育委員会と相談をして、それで許可が出れば異動はできます。ただ、じゃ、どういう場合にできるんだというのは、その一つ一つの事例で当たるしかございませんので、具体的なことでは、結婚するとかそういう、同じ学校の中で結婚するなんていう場合には、もう1年目でも、次の年は異動ですよとか、そういうのはありますが。あとは、統廃合なんかで、どうしても2年目の先生が動かなければならないとか、そんな場合もありますし。地域の中で何か非常に難しい問題が事案としてあったというときには、県のほうの人事のほうと相談して、ただ、本人も当然納得の上での動きしかないとすけれども、相談はできるというところでございます。

○委員長職務代理者 わかりました。

ないですか、大丈夫ですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長職務代理者 じゃ、もう一点いいですか。

行事等の中で、説明がありましたけれども、音楽、県西のブロック研究会ということで、今回、結城のほうでということだったんですけども、これ時間から時間までで、結城小と上山川と南中、これ結城でも同じ時間帯でやるということなんですか。それはどこか借りてするんですか、学校でやるんですか。

○教育長 それぞれの学校でやると。授業公開する。ですから、結城小でやる。あるクラスを、音楽の授業を公開して、そこに県西の先生方が集まっていて、上山川でもやるので、上山川にも人が集まる。南中、ここの南中にも県西。それぞれ事前に申し込みがあって、どこへ行くかというのは決まっています。

○委員長職務代理者 どこに行くかというのは、もう自分たちのことでいいんですか。

○教育長 はい。

○委員長職務代理者 同じ時間帯なのに、どっち、誰がどう行けば、どうやってやるのかなど。

○教育長 それは事前の申し込みの中で動いています。

○委員長職務代理者 そうですか。じゃ、前もっての。

○教育長 ええ、そういうことです。だから、全部に行きたいんですが、なかなか行けないという状況もあるということです。

○委員長職務代理者 それはもう自分でどこにいきますと、近いところだったら結城小とか、そういうところに行きますと……

○教育長 事前に調整済ということで、各学校から誰が行くとか、そういうことも含めて。

ぜひ委員さん方でもしお時間ございましたら、お近くのところ、または関心のあるところにお運びいただければ大変ありがたいです。

- 委員長職務代理者 これはほかの人、近場の応募者とか関係ない、例えば西小の保護者が行きたいですとか、そういうのはどうなんですか。
- 教育長 事前に声かけてもらってご相談いただければ。あくまでも教職員の授業研究なので、何か行事的に子供たちと一緒に、子供が主体となってやるというよりは、授業をより高めようということですのでやる場所です。
- でも、関心があれば声をかけていただければ、それは学校のほうでの対応、判断ということになります。
- 委員長職務代理者 じゃ、これはもうあえて連絡というのはない……
- 教育長 特に。委員さん方でもし、そういうことをやっているのですお時間があればということでございます。
- 委員長職務代理者 わかりました。
- 11月30日、次の日なんですけれども、これは絹川小学校授業公開、これは連絡ありましたか。ないんですか。
- 教育長 これは案内ももらっていますね。これは安達校長さんから、前回学校を訪問したときにぜひというようなご案内を委員さん方のところにあつたところかと思えます。
- 委員長職務代理者 だと思います。これは出欠は課長さん、誰にすればいいですか。
- 指導課長 私の方に言っていただければ。
- 委員長職務代理者 後で言えば。
- 指導課長 はい。
- 委員長職務代理者 わかりました。
- 指導課長 ご出席いただける場合のみ連絡いただければ結構ですので。以上です。
- 委員長職務代理者 そうですか。
- ほかに何かありましたら。
(発言する者なし)
- 委員長職務代理者 ないようなので、次にいきたいと思います。ありがとうございます。
- 次に、報告第31号 結城市学校図書館司書設置要項の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◎報告第31号 結城市学校図書館司書設置要項の一部を改正する訓令について

- 指導課長 報告第31号 結城市学校図書館司書設置要項の一部を改正する訓令について。
- 上記のことについて、別記のとおり報告する。
- 平成28年11月25日提出、結城市教育委員会。
- 8ページをお開きください。
- 結城市学校図書館司書設置要項、平成16年結城市教育委員会訓令第3号の一部を次のように改正するというので、9ページに改正案と現行がございます。

改正案のほうを読ませていただきます。

第3条、学校司書は、指導課長の命を受け、学校、当該学校司書が勤務する学校の校長（以下「学校長」と言う）の指揮監督のもとに、次の各号に掲げる事務に従事し、司書教諭、学級担任及び教科担任を支援するものとする。

それから、(5)番、その他学校長が必要と認める事務という形で改正させていただきます。

内容につきましては、学校図書館司書が担当する事務が日々ふえておりまして、現在取り組んでいる業務が現在の学校図書館司書設置要項に記載されていないことから、その他学校長が必要と認める事務として、より多くの業務に従事できるように変更させていただきたいと思い、ここを改正しております。

実際のところ、学校司書さんのほうは、学校における図書館、図書室だけで勤務をしているわけではございませんので、それ以外の子供たちとの関わりとか、あるいは学校行事等においても、いろんな業務につき、一緒に学校の中で取り組んでいただいておりますので、やっていただいている内容を今回ここに明記させていただきたいということで、提案させていただきました。

以上でございます。

○委員長職務代理者 ありがとうございます。

今、指導課長さんのほうから説明がありましたけれども、委員さんから何か質問等があれば。

教育長。

○教育長

今、結城市は読書の取り組みというか、読書活動の充実、本当に市の予算もつけて書籍もたくさん購入したり、また学校司書も配置して。市長賞なんていう桐材で作った、年間、小学生が100冊読んだ子にはその桐材の賞状を渡して、楯ですけれども、そういうもので子供たちの活動を称賛しているところです。中学生もちろんそういうふうにしています。ですから、そういう部分では、非常に現場レベルで指導助言ができるという部分で、校長のいろんな必要と認める事務が動けるようになったり、また、指導課長のほうで、読書の充実という部分でも、司書さんの勤務をしっかりと把握していくというようなことでお願いできればというふうに考えております。

○委員長職務代理者 ありがとうございます。

ほかにないですか、大丈夫ですか。

(発言する者なし)

○委員長職務代理者 それでは、以上で議題及び報告事項について、全ての終了いたしました。協力ありがとうございました。

○学校教育課長 それでは、ご審議ありがとうございました。

それでは、委員長職務代理者の石川委員より、閉会宣言のほうをよろし

くお願いいたします。

○委員長職務代理者 以上で本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後4時30分 閉 会

上議事録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会委員長

結城市教育委員会委員